輸出入取引法施行令第11条に基づく税関長に対する権限委任の 取扱いについて

輸出取引注意事項40第24号(40.7.2)

輸出入取引法施行令第11条に定める事務の処理については、輸出取引承認等事務取扱要領(昭和43年6月1日付け43貿局第434号輸出取引注意事項43第33号。以下「事務取扱要領」という。)によるほか、下記に定めるところにより行なう。

記

1 権限委任の範囲

輸出入取引法施行令第11条の規定に基づく税関長に対する権限委任について(昭和43年8月23日付け43貿第2191号輸出取引注意事項43第49号)に定める範囲とする。

2 承認権限の代理

税関長に委任された権限については、税関の支署長、出張所長及び監視所ならびに 支署の出張所長および監視所長もこれを代理し得るものとする。

3 承認の手続

輸出取引承認申請書の有効期限の延長申請については、事務取扱要領別表第6に定める様式「輸出取引内容訂正変更願」を準用し、同変更願2部の提出を受け承認するものとする。